第三十二南極特別保護地区

一～六　（略）

七　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	十メートル
ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	五メートル
Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル

八～十三　（略）

第三十三～三十九南極特別保護地区

（略）

第四十南極特別保護地区

一　（略）

二　南緯六十二度五十七分五十秒の緯度線、西経六十度三十三分二十五秒の経度線、南緯六十二度五十八分五秒の緯度線及び西経六十度三十三分五十秒の経度線により囲まれた区域に立ち入らないこと。

三・四　（略）

五　船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。

六～十三　（略）

第四十一～五十九南極特別保護地区

（略）

第六十南極特別保護地区

一～九　（略）

十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

Macronectes giganteus（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル）
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	三十メートル

第三十二南極特別保護地区

一～六　（略）

七　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

ペンギン目に属する種（繁殖地にいるものに限る。）	十メートル
ペンギン目に属する種（換羽中のものに限る。）	五メートル
マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル
南極哺乳類のうち、食肉目に属する種	十メートル

八～十三　（略）

第三十三～三十九南極特別保護地区

（略）

第四十南極特別保護地区

一　（略）

（新設）

二・三　（略）

（新設）

四～十一　（略）

第四十一～五十九南極特別保護地区

（略）

第六十南極特別保護地区

一～九　（略）

十　当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）	百メートル（科学的調査のために必要な場合にあっては、二十メートル）
南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）	三十メートル